

入 札 説 明 書

筑紫野市が発注する起工第 6 号山家 1 9 工区下水道築造工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成 22 年 7 月 8 日
- 2 発注者 筑紫野市長 平原 四郎
- 3 担当課 〒 8 1 8 - 8 6 8 6 福岡県筑紫野市二日市西一丁目 1 番 1 号
筑紫野市総務部管財課契約担当
TEL 092-923-1111 (内 243)

4 工事内容等

- (1) 工事名 起工第 6 号山家 1 9 工区下水道築造工事
- (2) 工事場所 筑紫野市大字山家
- (3) 工事概要 工事総延長 L = 952.9m
開削工 (VU200) L = 833.8m
開削工 (VP75) L = 119.1m
1号MH4箇所、特1MH17箇所、1号レジンMH1箇所、
小口径MH8箇所、取付管75箇所、付帯工1式
- (4) 予定工期 契約締結の翌日から平成 23 年 3 月 18 日まで
- (5) 予定価格 45,678,000 円 (消費税相当額を含む)
- (6) 最低制限価格 39,725,700 円 (消費税相当額を含む)
- (7) 施工条件 ①既存埋設管について
 - ・地元専用集中ガス本管及び集中井戸本管
資料なしのため試掘を要する。
 - ・地元雑排水本管
現地調査により設計に反映。
 - ・以上それぞれの宅地引き込み管
資料なしのため試掘を要する。②道路幅員について
 - ・道路最小幅員(側溝除く)W = 4.0m程度
 - ・道路最大幅員(側溝、歩道除く)W = 6.0m程度③近接工事について
 - ・同時期に山家地内において、下水道工事「起工第 7 号山家 20 工区下水道築造工事」「起工第 10 号山家 18 工区下水道築造工事」及び「起工第 11 号山家 21 工区下水道築造工事」を実施予定
- (8) 近接工事の経費調整について
本工事が他に発注する同一工事区域内の工事、又は工事区域が隣接(隣接する工事端間距離等が 50m以内)する工事と工期が重複する場合で、同一業者が落札したときは、契約締結後設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整する。

- 5 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

【平成 22 年 7 月 23 日改正】

- (1) 土木工事(下水道工事(開削工事))について、筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程(平成 9 年筑紫野市規程第 8 号)に基づき競争入札に参加する資格の認定を受けている者(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関する要綱(平成 14 年筑紫野市要綱第 19 号)様式第 1 号建設工事業種別・有資格者一覧表(以下「有資格者名簿」という。)登載者)
 - (2) 平成 22 年 4 月 1 日時点において有資格者名簿の土木工事に係る総合点数(筑紫野市が発注する工事の一般競争入札実施要綱(平成 20 年要綱第 11 号)第 4 条第 1 項第 2 号に規定する総合点数をいう。)が 600 点以上、かつ、同有資格者名簿の土木工事についての年間平均実績額が 4,800 万円以上であること。
- 6 入札参加条件(地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
- 平成 22 年 7 月 8 日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
- なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成 9 年筑紫野市規則第 17 号)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。)
 - (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - ア 設計業務等の受託者とは次に掲げる者である。

パシフィックコンサルタンツ株式会社九州支社
代表者 取締役支社長 堀川俊彦
住 所 福岡市西区愛宕南 1 丁目 1 番 7 号
 - イ 当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当するものである。
 - (ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者
 - (イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者
 - (ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
 - (5) 有資格者名簿の営業所について次の条件を満たすこと。

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所で、その所在地が筑紫野市内であること。
 - (6) 土木工事(下水道工事(開削工事))について、公共工事の元請として同種の施工実績(ただし、JV の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の構成員としての施工実績に限る。)を有すること。
 - (7) 土木工事業に関する主任技術者又は監理技術者(ただし、当該技術者は、入札参加申込者と雇用関係にある者に限る。)を当該工事に専任で配置できること。

7 入札申込書、仕様書等の配布

- (1) 方法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札(建設工事)の情報」からのダウンロードによる配布とする。
なお、CD-R 又は紙による有償配布は行わない。
- (2) 期間 平成 22 年 7 月 8 日(木曜日)午後 1 時 00 分から平成 22 年 8 月 2 日(木曜日)午後 5 時 00 分まで
- (3) ダウンロード先のホームページアドレス
http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/kanzai/ippanyousou_info.html

8 仕様書等に関する質問

- (1) 提出方法 7 によりダウンロードした様式「質疑書」により作成し、平成 22 年 7 月 23 日(金曜日)までに電子メールにより送付すること。ただし、電子メールによることが困難な場合は、ファクシミリによることも可とする。なお、質問がない場合は、その旨について提出の必要はない。
- (2) 送付先 筑紫野市役所総務部管財課契約担当
電子メール: keiyaku@city.chikushino.fukuoka.jp
FAX 番号: 092-921-1392
- (3) 回答 平成 22 年 7 月 28 日(水曜日)午後 1 時から本市公式ホームページにて閲覧に供する。
- (4) 仕様書等の変更等
仕様書等の内容に変更等が生じた場合は、平成 22 年 7 月 28 日(水曜日)午後 1 時から本市公式ホームページ(7(3))に掲載する。

9 入札手続等

- (1) 入札に参加を希望する者は次の書類を提出すること。
 - ア 「一般競争入札参加申込書(様式第 1 号)」(7 によりダウンロードした様式)
 - イ 「入札書(様式第 5 号)」(7 によりダウンロードした様式)
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 「工事費内訳書」(7 によりダウンロードした様式)
入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。(ホッチキス等による紙綴は不要)
 - エ 施工実績を確認できる書類
一般競争入札参加申込書(様式第 1 号)の「同種の施工実績」欄に記入した工事の施工実績を確認できる書類を提出すること。
なお、同種工事の基準及び同種の施工実績を確認できる書類は次のとおりとする。
(同種工事の基準)
同種の工事は、公共下水道に係る土木工事の下水道工事(開削工事又は推進工事)とする。なお、例外として筑紫野市が発注した農業集落排水事業による下水道工事については、同種工事として認めるものとする。
- ※ 公共下水道とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号(用語の定

【平成 22 年 7 月 23 日改正】

義)の規定によるものとする。「(下水道法の該当条文) 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」

(同種の施工実績)

同種工事の施工実績は、契約締結日が平成 12 年度以降で公共工事の元請としての実績(都道府県又は市町村から直接請け負った完了実績)で、1 件の請負代金額が 500 万円以上とする。ただし、JV の構成員としての施工実績は、出資比率が 20 % 以上の構成員としての実績に限る。

(施工実績を確認できる書類)

同種工事の施工実績として記入した工事について、次の各号の内容が確認できる書類を提出すること。

- (1) 発注機関が確認できる資料(書類の例示: CORINS、請負契約書、発注機関が発行した履行証明書)
- (2) 工事の内容が公共下水道の下水道(開削又は推進)工事であることを確認できる資料(書類の例示: CORINS、仕様書・図面)
- (3) 工事の規模が 1 件の請負代金額 500 万円以上であることを確認できる資料(書類の例示: CORINS、請負契約書、発注機関が発行した履行証明書)
- (4) 工事の完成が確認できる資料(書類の例示: CORINS、検査済証、発注機関が発行した履行証明書)

※上記の CORINS は、財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書(工事实績)又は工事カルテ受領書(工事カルテの竣工時データ一式を含む。)とする。

※施工実績の発注機関が筑紫野市である場合に限り、施工実績を確認できる書類を筑紫野市が発行した「完成認定通知書(写し)」のみの提出とすることができる。

なお、完成認定通知書は一部手書きのため、亡失した場合の再発行はできない。

オ 「配置技術者届出書(様式第 3 号)」(7 によりダウンロードした様式)

上記エ(同種工事の基準)に該当する同種工事の工事経験(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)を有する土木工事業に関する主任技術者又は監理技術者を現場に専任で配置できること。

配置技術者届出書及びそれに付随する添付書類は、一般競争入札参加申込書の添付資料として提出すること。

なお、本工事に対し、複数の配置を予定する技術者を届け出ることができる。

配置技術者届出書に付随する添付書類は、当該届出書において指定する。

配置技術者の資格を主任技術者とする場合は、本工事と近接工事の経費調整の対象となる関連工事に限り同一の技術者が兼任できる。ただし、配置を予定する技術者の資格について「監理技術者」の資格が必要な場合は、同一の技術者による兼任を認められない。

※ 経営事項審査結果通知書の写しの提出は、原則として不要とする。ただし、申込者に関しての経営事項審査結果通知書の内容が、財団法人日本建設情報総合セン

【平成22年7月23日改正】

ター「経営事項審査結果の公表」のホームページにおいて閲覧できない場合は、契約締結時期（平成22年8月下旬）に有効な経営事項審査結果通知書の写しを提出すること。

(2) 提出期限 平成22年8月2日（月曜日）まで

(3) 提出方法

- ① 封筒を内封筒と外封筒の2種類を準備すること。（外封筒はA4サイズの書類を折り曲げずに入れることができるもの。）
- ② 内封筒には上記(1)イの入札書及び(1)ウの工事費内訳書を封入後に必ずのり付けし、おもて面に工事名、社名及び登録番号を記入すること。（縦書き、横書き不問）なお、入札書及び工事費内訳書は折り曲げて構わない。
- ③ 外封筒には上記②以外の書類と入札書及び工事費内訳書の入った内封筒（上記②）を入れる。
- ④ 7によりダウンロードした「封筒貼付用宛名用紙」を外封筒おもて面に貼付し、一般書留又は簡易書留で郵便事業株式会社筑紫野支店に提出期限までに到着するように送付する。

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、次のとおりとする。

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上を要するものとする。ただし、筑紫野市契約規則（平成4年筑紫野市規則第10号）第34条第1項の各号に掲げる要件に該当することとなった場合には、これを免除することができる。

11 入札の辞退

入札に参加を希望し、関係書類の提出期限（9(2)）後に入札を辞退する場合は、当該入札の開札を開始する時刻の前までに7によりダウンロードした様式「入札辞退届」を筑紫野市総務部管財課契約担当に提出すること。

12 開札

- (1) 開札日時 平成22年8月5日（木曜日）午前10時30分
- (2) 場 所 筑紫野市役所第1別館第4会議室（入札室）
- (3) 開札には入札参加希望者の中から2者を立会人として指名し開札日に出席を求める。立会人には社員証等の提示を求めることがある。
- (4) 立会人が出席できない場合は、業務に関係のない市の職員を立ち合わせる。

13 落札候補者の決定

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札金額の最も低い者から競争入札参加資格審査を行う順位を決定する。
- (2) 落札候補者となるべき金額の入札者が2者以上あるときは、くじにより競争入札参加資格審査を行う順位を決定する。なお、くじは業務に関係のない市の職員が行う。
- (3) 落札候補者に対して審査順位が上位の者から競争入札参加資格審査を行う。なお、審査順位上位の者が当該競争入札の参加資格を有すると認められた場合は、審査順位次順位以下の者の競争入札参加資格審査を行わない。

14 落札者の決定

- (1) 落札については、競争入札参加資格審査委員会において当該落札候補者の審査を行い、当該競争入札の参加資格を有すると認められた者を落札者と決定する。

【平成 22 年 7 月 23 日改正】

- (2) 落札者に対しては、落札決定の旨を電話等により通知する。
- (3) 競争入札参加資格審査委員会における審査の結果、当該競争入札の参加資格がないと認められた者に対しては、書面により通知する。

15 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 当該競争入札の参加資格がないと認められた者は、市長に対して、当該競争入札の参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

ア 提出期限：平成 22 年 8 月 27 日(金曜日)午後 5 時まで

イ 提出場所：筑紫野市総務部管財課契約担当

ウ 提出方法：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、平成 22 年 9 月 3 日(金曜日)までに説明を求められた者に書面により回答する。

16 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

17 支払条件

前金払 40%

部分払 無

18 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊の筑紫野市入札心得書及び別冊の契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 第 9 項第 1 号に定める申込書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止規則に基づく指名停止を行うことがある。